

救急救命センター等の自家発電設備の整備に必要な経費の補助について

東日本大震災に伴う電力供給不足や突発的な停電時において、安定した医療提供体制の確保を図るため、厚生労働省より16都県知事に対し、救命救急センター等における安定した電力を確保するための自家発電設備の整備に必要な経費の補助に関する通知が出された。

1 補助の概要

(1) 補助対象施設

東京電力・東北電力管内(※)に所在する救命救急センター及び周産期母子医療センター(国・独立行政法人・大学法人に属するものは除く。)

※16都県(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、静岡県(一部))

(2) 補助額等

- | | |
|--------|------------------------|
| ① 基準額 | 1か所当たり145,381千円 |
| ② 対象経費 | 自家発電装置整備に必要な工事費又は工事請負費 |
| ③ 補助率 | 2分の1 |
| ④ 全体予算 | 1,308,429千円 |

2 通知文

厚生労働省発医政 0531 第3号	
平成23年5月31日	
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県 福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県 千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、静岡県	} 知事 殿
厚生労働事務次官	
平成23年度医療施設災害対策緊急整備費補助金の交付について	
標記の国庫補助金の交付については、別紙「医療施設災害対策緊急整備費補助金交付要領」により行うこととされ、平成23年5月2日から適用されることとされたので通知する。	

なお、補助に関する詳細は、次頁移行を参照ください。

以上

厚生労働省発医政 0531 第 3 号

平成 23 年 5 月 31 日

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、
山形県、福島県、茨城県、栃木県、
群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、
神奈川県、新潟県、山梨県、静岡県

知事 殿

厚生労働事務次官

平成 23 年度医療施設災害対策緊急整備費補助金の交付について

標記の国庫補助金の交付については、別紙「医療施設災害対策緊急整備費補助金交付要綱」により行うこととされ、平成 23 年 5 月 2 日から適用されることとされたので通知する。

平成23年度医療施設災害対策緊急整備費補助金交付要綱

(通則)

- 1 医療施設災害対策緊急整備費補助金については、予算の範囲内で交付するものとし、補助金等に係る予算執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この補助金は、東日本大震災の影響により、電力不足が見込まれる地域に所在する救命救急センター及び総合周産期母子医療センターについて、安定した電力供給の確保を図ることを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この補助金は、平成23年5月31日医政発0531第4号厚生労働省医政局長通知の別添「医療施設自家発電設備整備事業実施要綱」に基づいて行われる自家発電設備の整備事業を交付の対象とする。

(交付の対象外費用)

- 4 この補助金は、次に掲げる費用については、補助の対象外とする。
 - (1) 土地の取得又は整地に要する費用
 - (2) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用
 - (3) 設計その他工事に伴う事務に要する費用
 - (4) その他、整備費として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

- 5 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

ア 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとと比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第3欄に掲げる補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
1か所あたり 145,381千円	自家発電装置整備に必要な工事費又は工事請負費	2分の1

(交付の条件)

6 この補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)を行う場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。
- (5) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、次によるものとする。

ア 補助事業者が地方公共団体の場合

補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第1号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、

かつ調書及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合

・ 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、調書及び証拠書類を事業完了の日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(8) 国庫補助申請予定額が1億円以上の施設整備を行う場合には、原則として5社以上の競争入札を行わなければならない。

(9) 補助事業を行うために請負契約を締結する場合は、一括下請負の承諾をしてはならない。

(10) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が確定した場合には、第8号様式により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売り上げ割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、厚生労働大臣に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(11) 補助事業者が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第2項に規定する特例民法法人であって国が所管するものである場合、この補助金に係る支出明細書を第9号様式により作成し、国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備えつけ公開するとともに、決算後10日を経過した日又は平成24度7月10日のいずれか早い日までに厚生労働省（及び所管府省）に報告しなければならない。

(12) この補助金にかかる補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金の交付を受けてはならない。